

長崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 29 日

長崎市長 鈴木 史朗

長崎市条例第 32 号

長崎市手数料条例の一部を改正する条例

長崎市手数料条例（令和 7 年長崎市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 30 項第 1 号中「第 5 条の 14 各号」を「第 5 条の 16 各号」に、「第 5 条の 13 第 1 項又は第 5 条の 16 第 1 項」を「第 5 条の 15 第 1 項又は第 5 条の 18 第 1 項」に改め、同項第 2 号中「第 5 条の 17 第 1 項」を「第 5 条の 19 第 1 項」に改め、同項備考 2 中「第 5 条の 14」を「第 5 条の 16」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。